

畑地化促進事業要望調査票

令和8年 月 日

上山市農業再生協議会長 様

要望者氏名: _____

住 所: _____

連 絡 先: _____

1. 定着促進支援の受け取り方(どちらかに○)

【分割】 · 【一括】

※【分割】の場合は5年間の分割、【一括】の場合は5年分を一括で交付されることになります。ただし、【一括】希望の場合でも、予算額との関係上、分割交付となる場合があります。

2. 畑地化取組水田一覧

No.	水田所在地(地名・地番) ※水稻共済細目書の地名地番	本地面積 (m ²)	作付面積 (m ²)	水田機能 【※1】	農地の所有			作付作物【前年度+今後5年間】							土地改良区【※5】		
					所有権	所有者名 (借入の場合のみ記入)	所有者同意 【※2】	令和7年度 【※3】	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	作付形態	販売先 【※4】	内外	土地改良区名 (「内」の場合のみ記入)
例	河崎 けやきの森 1111	3,200	3,000	①・無	自己・借入	上山 太郎	①・無(これから)	そば	そば	そば	そば	そば	そば	露地・施設	加工・一般	内・外	■■土地改良区
例	河崎 けやきの森 1112	1,200	800	①・無	自己・借入		有・無(これから)	すいか	すいか	すいか	すいか	すいか	すいか	露地・施設	加工・一般	内・外	
1			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
2			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
3			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
4			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
5			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
6			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
7			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
8			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
9			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
10			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
11			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
12			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
13			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
14			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
15			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
16			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
17			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
18			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
19			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	
20			有・無	自己・借入		有・無(これから)								露地・施設	加工・一般	内・外	

※1:【水田機能】については、現に畦畔等のたん水設備及び所要の用水供給設備を有していることが必要です。(後日、証明することができる写真の提出等が必要になります。)

※2:【所有者同意】については、本要望調査時に所有者との間で本事業への申請の同意を書面で得られている場合にのみ【有】に○を付けてください。また、【無(これから)】の場合は、概ね4月末までを目途に所有者の同意を得る必要があります。(同意書等が必要)

※3:本事業の対象となるのは、令和7年度において主食用米、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米)又は産地交付金の交付対象となった作物が作付けられている場合です。

※4:【加工】とは、加工・業務用で食品加工業者等との出荷・販売契約(中間事業者が介在する場合は、当該事業者も含めた契約)が結ばれるもの、【一般】とは、それ以外のJA等やスーパー、直売所へ出荷・販売されるものを指します。

※5:土地改良区内の場合は、土地改良区と畑地化に係る意見調整を十分に行い、合意を得る必要があります。(合意が確認できる議事録等が必要)